

議案 1 函館圏都市計画道路の変更（函館市決定）

1 変更路線の概要

都市計画道路 3・4・109 号赤川中央通ほか 2 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・109	赤川中央通	函館市富岡町 2 丁目	函館市美原 3 丁目	函館市美原 1 丁目	約 1,480m	地表式	2 車線	18m	幹線街路と平面交差 4 箇所	
	3・4・113	昭和団地通	函館市石川町	函館市陣川 2 丁目	函館市赤川 1 丁目	約 4,060m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と平面交差 6 箇所	
	3・4・114	美原学園通	函館市石川町	函館市神山 1 丁目	函館市美原 3 丁目	約 2,980m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と平面交差 7 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2 変更理由

都市計画道路 3・4・109 号 赤川中央通は、昭和 48 年に骨格道路の放射 2 号線と幹線の桐花通を補完する路線として計画決定されたが、現在に至るまで一部区間が未整備の状況にあるため、本市が令和 7 年 2 月に策定した「函館市長期未着手都市計画道路の見直し方針（第 2 次）」に基づき計画を見直した結果、将来交通需要推計では、本路線の未整備区間は将来交通量が少なく、道路網ネットワークとしての必要性が低いことから、計画決定当初の放射 2 号線と桐花通を補完する機能は不要となり、さらに、西側には既に亀田外郭通が代替道路として機能しているため、同区間を廃止しても道路の連続性、配置バランス、および周辺道路網に問題が生じないことから計画を廃止することとし、終点位置を変更するとともに代表幅員および構造（交差箇所）を変更するものである。

また、3・4・109 号赤川中央通の一部区間の廃止に伴い、3・4・113 号昭和団地通の一部区域（隅切り）を変更するとともに構造（交差箇所数）を変更し、3・4・114 号美原学園通の一部区域の変更をするものである。

3 変更内容

新		旧		変更内容
番号	路線名	番号	路線名	
3・4・109	赤川中央通	3・4・109	赤川中央通	終点の変更（延長減 約 840m） 幅員の変更（代表幅員 16m→18m） ※延長比率による代表幅員の変更 構造の変更（平面交差箇所減 1 箇所）
3・4・113	昭和団地通	3・4・113	昭和団地通	一部区域の変更（隅切り） 構造の変更（平面交差箇所減 1 箇所）
3・4・114	美原学園通	3・4・114	美原学園通	一部区域の変更（延長増 約 20m）